## 建設業者監督処分簿

## 1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称				株式会社藤井工務店		代表者氏名		藤井	龍彦	
主たる営業所										
0	所	在	地	<b>倉敷市中畝 6 − 1 − 1 2</b>						
許	可	番	무	岡山県知事	許可を受けて	<b>V</b> \	土、と	:、石、	鋼、	鋪、
				般-28 第2115号	る建設業の種	類	しゅ、	水		

## 2 処分に関する事項

処分年月日	令和3年12月24日	処分を行った者	岡山県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項	(同法第7条第2	号違反)

## 処分の内容

建設業法第28条第1項の規定による指示

- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。
- (2)建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育に係る計画を作成し、役職員に対し、継続的に必要な研修及び教育を行い、違反行為が再び繰り返されることがないよう万全の社内体制の整備に努めること。
- (3)上記(1)及び(2)について、同社が講じた内容を文書により報告すること。(研修会を実施した場合は、その状況写真を添付すること。また、同社において上記以外の措置を講じた場合は、併せて報告すること。)

処分の原因となった事実 営業所の専任技術者の専任義務違反

株式会社藤井工務店は、営業所に常勤して専らその職務に従事すべき技術者を、 同社が令和元年8月から同年12月に施工した遠方の港湾しゅんせつ工事に主任技 術者として配置しており、当該技術者が営業所に専任しているとは認めがたい状態 であったことが、令和3年11月24日に受理した事業年度終了報告において確認 された。

このことは、建設業法第7条第2号の規定に違反するため、同法第28条第1項に基づき指示処分とする。

その他参考となる事項